

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当)に  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇告

示

### 目次

保険医療機関の指定  
保険医の登録

土地改良事業計画の適否の決定

土地の用途廃止

### ◇選管告示

### ◇公 告

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正

危険物取扱者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩本診療所	西伯郡名和町大字御来屋一〇一八	昭和四十六年十二月一日
岸齒科医院	鳥取市末広温泉町一六三	十二月十二日
明石齒科診療所	西伯郡名和町大字御来屋九七四	一月一日

### 鳥取県告示第五十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
阿部重郎	鳥医第一、六四一号	昭和四十六年十二月三日
平川訓己	" 一、六四二号	"
赤松凱彦	" 一、六四三号	"
金新一	" 一、六四四号	"
吉田恭弘	" 一、六四五号	"
杉原登司夫	" 一、六四六号	"
永井健吾	" 一、六四七号	"
岩井宣健	" 一、六四八号	"

鳥取県告示第五十六号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（東桂見地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（福井地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十八号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(菖蒲地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

昭和四十六年十一月二十七日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良(河内地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

昭和四十六年十一月二十七日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良(小別所地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六十一号

昭和四十六年十一月二十七日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（鷲峰地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六十二号

昭和四十六年十一月十五日付で福部村長から申請のあつた土地改良（細川地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

福部村役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六十三号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（上砂見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十四号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（賀露地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十五号

昭和四十六年十月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（金沢地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十六号

昭和四十六年七月三十日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（中村地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十六日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
八頭郡家町大字郡家字青木下分六一二ノ三番地 先から同町大字郡家字青木下分六一〇ノ二番地先 まで		三五・二二	水路敷

鳥取県告示第千六十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十六日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)積

用途

八頭郡智頭町大字山根字北田四九八ノ一番地先

一三・四〇

水路敷

鳥取県告示第千六十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十四日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
米子市上福原字東孫兵衛池一、三五〇番地先から 同市上福原字西孫兵衛池一、三三〇ノ一番地先ま で		一六二・四五	道路敷
米子市上福原字孫兵衛池一、三〇八番地先から同 市上福原字孫兵衛池一、三〇六番地先まで		一四九・九五	水路敷
米子市上福原字東孫兵衛一、三五二番地先		一〇五・九三	水路敷

鳥取県告示第千七十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月十七日から用途

廃止した。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
気高郡気高町大字勝見字郷谷口三五八ノ一番地先 から同町大字勝見字郷谷口三八ノ一番地先まで	一六八・八九	道路敷
気高郡気高町大字勝見字郷谷口三五五ノ一番地先 から同町大字勝見字郷谷口三八〇ノ五番地先まで	二三・二八	水路敷

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票  
管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改  
正する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 亨

「鳥取市立敬生寮 鳥取市湖山町二八四〇の四」を  
鳥取県立西部養護

鳥取市湖山町二八四〇の四

に改め、「米子市白寿荘 米子

老人ホーム 米子市東福原一三九三

市皆生一八〇六の四」及び「尚風園 日野郡日南町矢戸二〇二の一」を

削る。

## 公 告

昭和46年11月27日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおり

である。

昭和46年12月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 甲種危険物取扱者試験

高倉 英治	綿谷 秀徳	岩崎 勝之	角田 正紀
高揚 清美	浅中 雄		

#### 乙種第1類危険物取扱者試験

金森 勝巳

#### 乙種第3類危険物取扱者試験

田口 正弘	菱本 卓男	角田 廣義	
-------	-------	-------	--

#### 乙種第4類危険物取扱者試験

影井 数清	北川 和美	白岩ミツ子	牛尾 直祐
森田 一夫	西上 孝雄	田中利喜雄	駒山 博
縫谷 昌生	遠藤 隆三	入江 栄一	福本 満夫
西尾延吉郎	西尾 男	田中 義弘	中村 健一
野間 哲夫	古川 晃夫	桂木 秀	今井 敏郎
矢島 敏範	池本 豊	村上 清司	萩原 純一
和泉 良一	藤田日出美	山本 弘	市村偉太郎
山田 昇	中川 厚	岩見 哲雄	古田 秀幸

藤原	一	孝一	克美	光弘	季行	利忠	弘	俊昭	正則	治	幸秀	勇造	賀夫	敬聖	真知子	大島	博文	立良	誠	仁志	義明	重樹	弘春	輝夫	正博														
白石	伊田	幸雄	隆子	忠久	山田	喜一部	茂樹	聰	金田	芳文	篤好	春夫	新二	敏夫	野口	高橋	雅晴	幹彦	保弘	久雄	道雄	勝美	富夫	明	浩治	守	勉												
山下	松本	憲夫	山田	千也子	弘幸	至剛	和由	綾逸	高塚	月坂	青山	種子	藤本	弘幸	山田	千也子	弘幸	至剛	和由	綾逸	忠明	達夫	萬弘	英昭	茂義	岡	中村	鈴木	牧野	惠美子	顯弘	清美	秋夫	健一	保市	俊夫	君夫	正信	武美
田中	岩崎	小谷	西山	馬壁	樋口	松本	上田	浜田	小林	景山	松森	菅原	淺井	山崎	山本	山本	菅一	守	実	邦男	善人	豊	誉	芳馬	肇														
山下	松本	憲夫	山田	千也子	弘幸	至剛	和由	綾逸	高塚	月坂	青山	種子	藤本	弘幸	山田	千也子	弘幸	至剛	和由	綾逸	忠明	達夫	萬弘	英昭	茂義	岡	中村	鈴木	牧野	惠美子	顯弘	清美	秋夫	健一	保市	俊夫	君夫	正信	武美
田中	岩崎	小谷	西山	馬壁	樋口	松本	上田	浜田	小林	景山	松森	菅原	淺井	山崎	山本	山本	菅一	守	実	邦男	善人	豊	誉	芳馬	肇														
山下	松本	憲夫	山田	千也子	弘幸	至剛	和由	綾逸	高塚	月坂	青山	種子	藤本	弘幸	山田	千也子	弘幸	至剛	和由	綾逸	忠明	達夫	萬弘	英昭	茂義	岡	中村	鈴木	牧野	惠美子	顯弘	清美	秋夫	健一	保市	俊夫	君夫	正信	武美

田村	和幸	稔	宮崎	英之	明	森本	岩松	金森	勝己
寺沢	信雄	佐藤	松本	忠雄	高田	知	米川	正孝	弘志
山下	信雄	松本	横尾	稔之	原	景出	健	市川	青木
小椋	万寿美	横尾	安藤	大	加藤	武	内田	市川	青木
北村	傑	安藤	永瀬	勝也	大谷	武	山川	内田	市川
井原	巧	永瀬	三村	和史	手島	武	山川	内田	市川
寺井	政明	三村	三村	和史	手島	武	山川	内田	市川
高田	佳德	吉田	吉田	元夫	中原	孝志	藤原	高塚	末次
梅原	潮美	山田	山田	武	坂本	善吉	末次	福岡	濱田
津田	雄二	最上	最上	武	下村	比留田	福岡	濱田	佐藤
荒木	秀明	宇田	宇田	学	比留田	福岡	濱田	佐藤	京二
大谷	芳男	月谷	月谷	清子	山根	福永	王島	守正	京二
森田	慶司	山本	山本	勝正	山根	福永	王島	守正	京二
山中	和夫	武内	武内	民安	山根	福永	王島	守正	京二
乙種第6類危険物取扱者試験									
安藤 義人 吉岡 光正									
丙種危険物取扱者試験									
田中	節盛	山本	清教	橋浦	知明	越田	務	伊吹	善博
横川	逸美	田中	国光	寺坂	忠雄	伊吹	善博	伊吹	善博
平尾	清虎	吉田	肇	角田	弘幸	上林	元三郎	米原	興貴雄
森下	忠久	北川	理	松岡	順三	村上	忠利	尾坂	岸田
前田	秋徳	福田	幸一	但馬	正	村上	忠利	尾坂	岸田
小嶋	正己	山崎	宏	吉川	信幸	村上	忠利	尾坂	岸田
上田	久栄	島谷	誠男	岸	信幸	村上	忠利	尾坂	岸田



宮本 一正	岩成 洋一	岡本 誠	前田 晴久	武本 正子	田測 護	小谷 一男	西田 敏雄	若松 道明	浦木 秀紀	山口 保介	山本 恒正	神野 定保	福田 一夫	佐野 博	都田 功一	池田 國昭	中村 信幸	箕矢 愛雄	永江 恒雄	齊木 正子	本川多喜恵	堀本 容子	門脇 朗
高木 勉	西田 幾雄	瀧本 昭良	福田 清人	森井 寛雄	浜口 源治	西尾 俊一	山下 當高	古田 勉	池田 忠孝	黒田 和美	岡本 敏治	池谷 智	岩田 重雄	高橋 一司	木下 美則	西尾 克己	福光 敏夫	江村 照男	明石 雪枝	宮崎 昭	水谷 節男	西尾 雄二	足立
中島 収	上田 達也	長谷川文二	福田 四郎	大西 弘	田中 栄	永美 忠勝	横山 繁幸	山根 優	福田 和親	福田 弘一	浜上 真子	山中 和正	湯本 愛子	高田 幸雄	鍵谷 龍五	山本 孝司	富田 雅介	太田 實	林原 幸子	乾 節男	岩谷 良次	古志野 貴美雄	思田
小倉 三郎	松本 茂雄	河金 敏子	吉岡 勝	山根 京子	米沢 節子	小泉 清	木下 涼	板垣 義則	手嶋 真一	遠藤 富彦	美甘 隆	青山 ソエ	寺沢 健治	松本 善博	小原 亮	杉山 鶴雄	波田 亘哉	河妹タツ代	鹿島 早苗	松原 祝一	尾崎 安秀	田口 保三	木村 誠二

阿式 徳則 門脇 廣志 沢島 節 田原美佐雄  
 秋房 悦雄